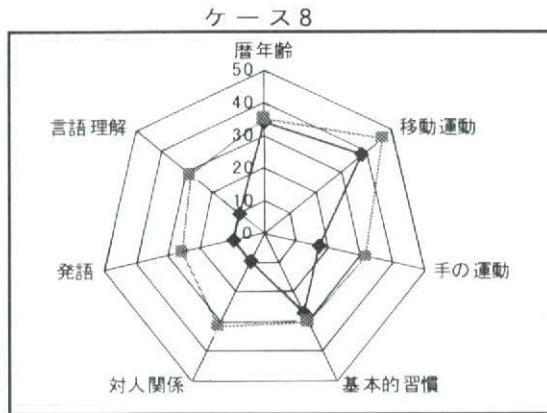


選定状況

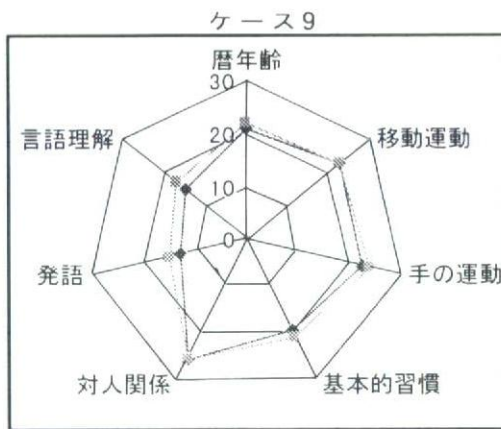
男児、言葉の遅れ
母親の感情的行動

図2-4-7



男児、かんが強い
人をたたく
近所に友達がいない

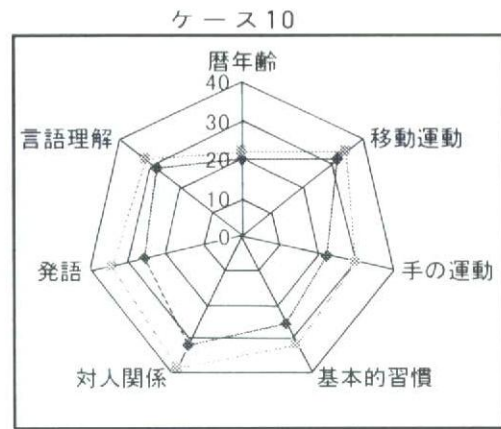
図2-4-8



選定状況

男児、額をぶつける

図2-4-9



女児、正常

図2-4-10

表2-7 スタッフの役割分担と実施後の感想

	実施前の役割分担	実施後の役割分担についての感想
保育士	遊びの流れをつくる、できるだけ多くの課題を経験させる	健常児の保育しか経験がなく指示がなかなか通らない子ども達を前にしてはじめはとまどいを感じた。全員を同じペースで進めなければならない気負いを捨て、他の子どもを担当者に任せて遊びの流れを進めていった。課題を絞ってゆっくり進めていくことが必要、子どもだけでなく親に「親子で遊ぶ」「親に遊ばせ方を知ってもらう」「親をリラックスさせる」親子で楽しめる雰囲気をつくることも自分の役割と感じた。
保健婦	対象児の選択、現場での援助・指導	参加前は参加者に何かを伝えなければ・・・教えなければと言う気持ちが強かった。経験を重ねる中で「いかに気付かせるか」「いかに気付いてもらえるか」の役割の大切さを感じた。
作業療法士	児に運動を中心とした発達評価を行う、障害の原因を考え訓練の方向性を指導する。	発達障害の程度や領域などの現状を知るだけでなく現在までの発達状況を加味し将来を予想する。児の回復可能範囲を推測しその生活環境適応できるように指導する。遊びの中で効果判定を行い、その効果を母親に示して行く。
言語聴覚士	専門的な見地から言語指導を行う	遊びの中で、子どもを自然にのぼしていき、できた部分を親に伝えることも役割の一つ、時には専門家という意識を捨てることも必要
栄養士	おやつづくり等実践を通しての栄養指導	子どもの反応が直接見られる機会が少なく、また、食習慣においても様々な子どもいることがわかり貴重な経験ができた。
臨床心理士	対象者の選択の援助、従事者の事業目的の理解・活用方法の促進等事業全体のコーディネート	各担当者が事業を楽しんでいたのが印象的、それぞれの役割・事業目的が理解してもらえた。市全体の乳幼児発達援助システムが効果的に結びついたと思う。同じ会場で他の援助システムが動いていたのが一因、全面的な市の支援、活用しようという思いが成功に結びついたと思う。心理士の役割として、それぞれの思いと役割を明確にし、つなげていくことを心がけた。

図2-5-1大村市乳幼児健診フォロー体制（親子ふれあい教室開始前）

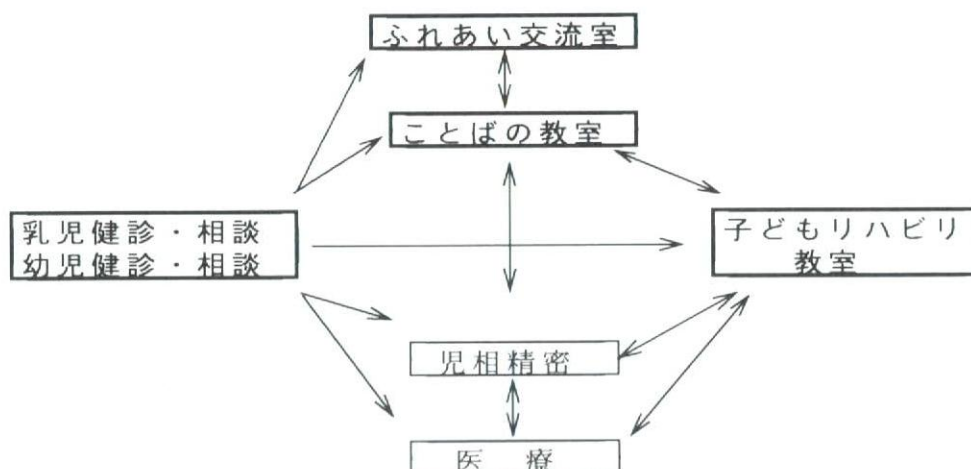
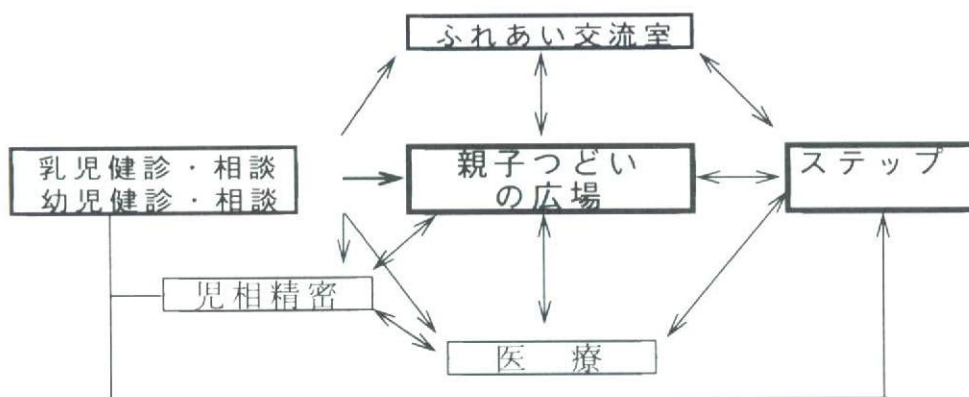


図2-5-2 大村市乳幼児健診フォロー体制（平成12年度以降）



3. 障害児地域療育支援事業

障害児やその家族が身近な地域で生活していくために、地域の保育所や幼稚園などの地域療育施設・関係機関についての情報は不可欠である。これらの情報は、それぞれの関係機関がまとめていたようであるが、縦割り行政の弊害により使いづらいものが多かった。本事業では、縦割りの弊害をなくした横断的な情報を「地域総合療育アトラス」として作成し、障害児やその家族、それぞれの関係機関に提供することを当面の目的とした。さらに、地域の療育関係者が、アトラス作成を目的に集まることにより、関係機関の連携を強化し、地域療育支援のためのネットワークを構築することを本事業のもう一つの大きなねらいとした。

(1) 事業経過の概要 (図 3-1)

①平成9年度

- a. 保育所、幼稚園等への障害児受け入れについてのアンケート調査実施
- b. 地域療育データベースの作成

②平成10年度

- a. 「域療育ネットワーク懇話会」の設置・開催
- b. 「障害児親の会、代表者によるつどい」の開催
- c. 地域療育データベースの追加

③平成11年度

- a. 「域療育ネットワーク懇話会」「障害児親の会、代表者によるつどい」の開催
- b. 地域療育アトラス（子育て支援マップ）の作成・発行。

(2) アンケート調査について

①対象と方法

長崎県県央保健所管内の公立及び私立の幼稚園 33 施設、保育所 83 施設、託児所 15 施設、の計 131 施設に障害児受け入れ等に関するアンケートを郵送し調査を行った。

②結果の概要（表3-1）

a. アンケート回収率

幼稚園 33 施設中 26 施設(78.8%)、保育所 83 施設中 65 施設(78.3%)、託児所 15 施設中 8 施設(53.3%)、の計 99 施設(75.6%)から回答を得た。

b. 障害児の受け入れ状況

現在の障害児の受け入れ状況は幼稚園 38.5%、保育所 50.8%、託児所 37.5%で全体では 46.5%であった。

受け入れている障害児数は幼稚園 19 人、保育所 67 人、託児所 3 人の計 89 人であった。

障害児の状況は幼稚園、保育所では発達遅滞、肢体不自由、ダウン症、自閉症、器質的障害など様々なものがみられたが、どちらかというとなら保育所の方が多様性に富んでいた。託児所では事例が少なく股関節障害のみであった。

c. 障害児を保育する上で困ることがあると答えた施設は幼稚園 28.6%、保育所 62.5%、託児所 100.0%で全体では 58.5%であった。困ることの内容は言葉、集団行動ができない、乱暴、他の親の不安、排泄など多彩であったが、保育所ではリハビリの道具など積極的に児に関わるために必要な設備が十分でないなどもみられた。

d. 障害児を受け入れている施設で専任保育士がいる割合は幼稚園、託児所では 1 施設もなく、保育所でも 33 施設中 13 施設(39.4%)にとどまった。専任保育士がいない理由として、重度の児がいない、全員で対応している、などがあつたが経済的理由を挙げた施設もあつた。

e. 障害児ではないが対応が困難な児は、幼稚園 23.0%、保育所 37.0% がいると答えたが託児所ではなかった。

対応困難な児の人数は幼稚園では 8 人、保育所では 26 人の合計 34 人であった。

対応困難の内容については集団行動ができない、言語発達・理解不良、パニックなど児についてのものが多かったが、親や家族が児の状態について理解していないなど施設と家庭の間の問題も見られた。

f. 現在障害児を受け入れていない施設で、過去に受け入れたことがある、もしくは入所の相談を受けたことがある施設は幼稚園 56.3%、保育所 78.1%、託児所 20.0%、全体では 66.0%であった。

g. 障害児や対応に困っている児について相談できる機関や人があるかどうかについては幼稚園 76.0%、保育所 82.8%、託児所 33.3%、全体では 77.9%があると答えた。

相談機関（人）の内容は幼稚園（6 施設）では市町村教育委員会が最も多く、市町村保健婦、県教育センターと続くが、保育所（11 施設）では市町村保健婦、園医、市町村教育委員会であった。

相談機関（人）がない理由としては、必要なしが各施設とも最も多かったが、相談機関がわからない、児がいないので必要ないと答えた施設もあった。また、母親の了解が得られないため相談できないと答えた保育所が 1 施設あった。

h. 過去の心身障害児等の研修参加状況では幼稚園 12.0%、保育所 72.1%が参加していたが、託児所では 1 施設もなかった。

参加していない理由としては、幼稚園（22 施設）では情報がないが最も多く、以下、必要ない、人手がない、予算がないと続いた。保育所（17 施設）では必要がないが最も多く、以下、人手がない、予算がないであった。託児所（6 施設）では情報がないが最も多かった。

i. 今後希望する研修の内容は幼稚園(23施設)では事例検討が15、障害基礎知識が12施設と希望が多かった。保育所(62施設)では発達促進のための実践指導47、事例検討40、障害基礎知識が36施設と希望が多かった。託児所でも4施設中3施設がこれらの研修を希望していた。

j. 施設からの要望等については、気軽に相談できる場所がない(センターが欲しい)、無認可のため補助金が受けられない、補助金の額が低い、卒園後が心配、保育現場と専門機関のネットワークが必要など現在の施設の状況を反映した意見が多数あげられた。

③ アンケート結果の考察

a. 地域療育においては保育所がおおきな役割を果たしている。

b. 障害の内容は肢体不自由児、発達障害児、行動障害児、器質的障害児などその種類は多岐にわたっている。

c. 障害児保育の実施にあたって、言葉、排泄、多動など児の行動面に対する対応、障害児専任保育などの体制、施設設備などの問題を抱えている施設がかなり見られた。

d. 障害児を受け入れている施設の専任保育保有率は保育所で39.4%、幼稚園、託児所では1施設もなく障害児の対応に十分とはいえない状況にあると思われた。

e. 障害児ではないが対応困難児がかなりの施設にみられ、内容的にはグレーゾーン、境界域も含まれる可能性があり、保健・医療との密接な連携が必要な事例があると推測された。

f. 障害児についての相談機関(人)として、保育所では市町保健婦、園医が多く、幼稚園では教育委員会が大きな役割を果たしていた。また、相談先がわからないと答えた施設もあり情報網の整備が必要と考えられた。

g. 障害児についての研修参加状況は保育所が最も多く参加してい

た。参加できなかった理由として、情報がない、必要性がない（障害児がない）、人手不足、予算がない、等があり体制の整備ばかりでなくここでも情報網の整備の必要性が認められた。

h. 今後の研修については幼稚園、保育所ばかりでなく託児所からの希望もあり従来の縦割りの研修や事例検討ではなく横断的な研修等を行っていく必要があると思われた。

i. 施設からの要望等については制度に関するもの、経済的なもの、情報に関するものなどが挙げられており、これらの意見をふまえ障害児療育ネットワーク構築をすることにより情報網の整備、相談体制の確立、研修体制の整備等を図る必要があると考えられた。

（3）地域療育ネットワーク懇話会

アンケート調査の結果をふまえ、地域療育アトラス作成を当面の目的とした「地域療育ネットワーク懇話会」を平成 10 年度より設置した。行政の縦割り構造の弊害を除くため、委員は自主組織・親の会を含めた幅広い関係者から選定し、アトラス作成過程の中で、ネットワークの定着化を阻害する要因等の検討を行なった。

a. 委員（表 3-2）

地域療育ネットワーク形成のため市町・保育所・幼稚園・親の会・施設・福祉事務所・ボランティア等の実務者レベル（一部施設長を含む）の地域療育ネットワーク懇話会を設置した。

b. 設置要領

設置要領を表 3-3 に示す。

c. 懇話会の開催

懇話会は平成 10 年度 2 回、11 年度 2 回の計 4 回開催した。

d. 内容

第 1 回懇話会

設置要領、目的・協議事項・構成委員の検討、アンケート結果の報

告、及び意見交換を行った。

意見： 相談窓口がない、相談しても適切な答えが得られない、保育士自身が障害児保育にどのように対応して良いかわからない、行政機関や他の団体とのパイプがなかった、懇話会を長期的継続すべき、現場の意見を中央へ提言できるものになればよい、など

第2回懇話会

地域総合療育アトラスとして、どのような対象者にどのような形で加工していくか検討を行った。

アトラスづくりの目的として、育児中の母親や、障害児を抱えている母親に対して、又それぞれの機関がお互いの活動を知り、お互いに紹介しあえるようなすべての情報を1冊にまとめる方向で話を進めた。

第3回懇話会

アトラス（案）について集めた資料を1冊にまとめ、委員に提示。率直な意見をいただいた。委員からアンケートに回答のなかった施設等に対してのPR不足が指摘された。その中で、施設、保育所・幼稚園等の代表者の中から「もう1度アンケートの提出について働きかけたい」との言葉がきかれた。実際、幼稚園・保育園の代表者については手持ちで説明して廻ったり、それぞれの会議の中で協力を呼びかけていくなど懇話会（アトラス作成）への積極的な参加がうかがえた。

第4回懇話会

第3回懇話会の中で指摘された点について事務局で検討、修正した内容について説明し意見を求めていった。細かい内容についての質問・指摘に対しては修正していくこと、アトラスへの掲載については、それぞれの関係機関に対して承諾を得ていく事等を確認し、各委員にアトラス（案）の最終案を送付、了承を得た後「子育て支援マップ～ハンディのある子ども達のために～」として完成とする

こととした。

(4) 障害児親の会 代表者によるつどい

懇話会を開催していく中で、障害児やその家族が抱えている具体的問題を確認していく必要性を感じたため「障害児親の会 代表者によるつどい」を開催した。

a. 開催目的：それぞれの地域の中で、活動を展開している親の会同士の交流の場をもち、お互いの活動を知り、学びを深める。

b. 参加団体：親の会 10 団体（表 3-4）を含む 13 団体

c. 交流会の開催

交流会は平成 10 年度 2 回、11 年度 2 回の計 4 回開催した。

d. 内容

第 1 回交流会

会の開催目的の説明、各団体の日頃の活動内容の紹介、抱えている問題についての意見交換を行った。障害の種類を問わない交流会は当保健所管内でははじめての試みであったが、開催趣旨の説明ではすべての団体からの理解が得られた。

第 2 回交流会

グループワークでは各機関の横の連携や、一括した相談窓口の設置の希望があった

第 3 回交流会

地域療育アトラスの内容についても自分たちの活用しやすいものを作りたいとの希望も強く、積極的に意見交換を行った。地域療育アトラスについての意見交換をとおして、集めるべき情報の共有ができた。また、親の会として活動したいこと、できること、行政としてできること・すべきこと等の検討ができた。

意見：目先だけの情報ではなく就業、年金などの生涯を通じて必要な情報を載せて欲しい、保健福祉以外のいろいろなサービスの情報

をできるだけ多く集めて欲しい、など

第4回交流会

親の会から自主的に活動内容についての提案等もあり、平成12年度については、子どもたちの成長記録（文集）を作りたい、プール・スキーなどいろいろな「体験」をさせる機会を持ちたい、施設の充実など……。また、保健所の利用をもっとオープンにして欲しい、いつでも集まれる部屋があれば……。等行政に対する要望も多く聴かれた。

（5）子育て支援マップ ～ハンディのある子供達のために～

a. 子育て支援マップの構成

子育て支援マップの構成は以下の6章とした。詳細については参考資料を参照されたい。

第1章 相談窓口

第2章 利用できる施設

第3章 支援制度

第4章 仲間づくり

第5章 保育・学校生活

第6章 管外情報

b. 作成上の留意点

a) それぞれの機関、施設には詳しいパンフレットがあるが、はじめて何かを利用したいとき「だれに」「どこに」「いつ」相談すればよいのかわからない人に対して「最初の窓口」としての役割が果たせるように工夫した。

b) 誤った情報を載せないために最終的に文書による確認を行った。

c) 掲載にあたっては各施設より承諾書を取り了承を得た。

各委員、親の会等の意見を可能な限り多く取り入れるよう努力したが、それぞれの立場や思いがあり取りまとめに苦労した。

(6) 事業の評価

地域療育アトラスとして「子育て支援マップ」を延べ3年かけて作成した。単にアトラス作成を目的とするのであればこのように時間と経費をかけることは無駄であるという批判があるかも知れない。しかしながら、アトラス作成を最終目的とせず、作成経過の中で相互の理解、信頼関係を深め、地域療育ネットワークの定着化を図っていくことができた。地域障害児療育におけるネットワークの両輪として「地域療育ネットワーク懇話会」および「障害児親の会 代表者によるつどい」がゆっくりとではあるが確実に動き始めた。この事業が、「地域の関係者が広い視野に立ち、問題を自分たちのものとして考え実行して行く」一つのきっかけとなる事業であったことは間違いない。本事業のねらいはまさにそこにありその意味では十分目的を達したと考えられる。

(7) 今後の方針

① 今回の事業で地域療育のネットワーク基盤はかなり整備されてきた。残念ながら学校関係者の参加が得られなかったが今後は就学後を含めたネットワークの充実を図って行く。なお、「地域療育ネットワーク懇話会」は保健所母子保健推進協議会の部会として継続して行く。また「障害児親の会、代表者によるつどい」も当面は保健所事業として継続するが最終的には親の会自体が運営主体となっていくことを目指す。幸い、平成13年度より県立整肢療育園の機能強化が図られることになり地域療育ネットワークの医療面での中核的役割りを果たすことが期待されている。

② 「子育て支援マップ」は、保健の窓口においても、また福祉の窓口においても利用しやすいものとなっており、管内の市町村、保育所等の施設などに配布し活用して行く。また、年度ごとに情報の追加を行い、必要に応じて改訂して行く予定である。

図 3-1 事業経過の概要

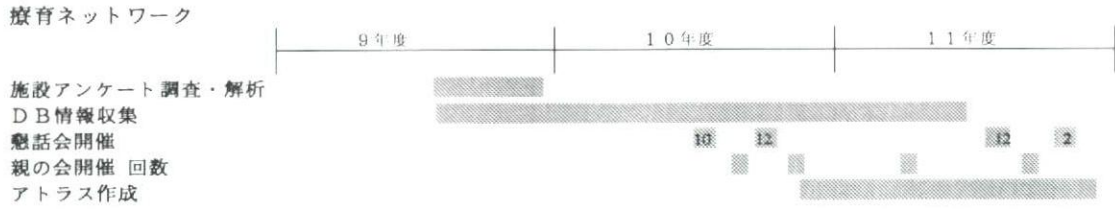


表 3-1 アンケート結果の概要

	幼稚園	%	保育所	%	託児所	%	合計	%
回答施設/対象施設数	26/33	78.8	65/83	78.3	8/15	53.3	99/131	75.6
障害児を現在受け入れている	10/26	38.5	33/65	50.8	3/8	37.5	46/99	46.5
受け入れている障害児数	19	-	67	-	3	-	89	-
障害児を保育する上で困ることがある	2/7	28.6	20/32	62.5	2/2	100	24/41	58.5
障害児を受け入れている施設で専任保育あり	0/26	0	13/33	39.4	0/8	0	13/99	13.1
対応が困難な児がいる	6/26	23.0	20/54	37.0	0/8	0	26/88	29.5
対応が困難な児の数	8	-	26	-	0	-	34	-
現在は居ないが障害児を過去に受け入れたことがある、入所・入園の相談を受けたことがある	9/16	56.3	25/32	78.1	1/5	20.0	35/53	66.0
相談できる機関や人がある(いる)	19/25	76.0	53/64	82.8	2/6	33.3	74/95	77.9
心身障害等に関する研修会への参加状況	3/25	12.0	44/61	72.1	0	0	47/94	44.2

表 3-2 地域療育ネットワーク懇話会委員一覧

	所 属	職名（職種）	氏名
1	諫早市健康福祉センター	参事補（保健婦）	井村和子
2	大村市健康増進課	課長（保健婦）	田中久美子
3	高来町健康環境課	保健係長（保健婦）	平間美代子
4	波佐見町福祉保健課	保健係（保健婦）	植垣章子
5	西諫早幼稚園	県央地区私立幼稚園連合会 地区代表（園長）	生田直道
6	小野保育園	諫早市保育会会長（園長）	広川健一郎
7	昊天宮保育園	大村市保育会代表（主任保 育士）	池田元子
8	山田保育園	東彼地区保育会代表（ 保育士会長）	中田昭子
9	金華保育園	北高地区保育会代表（園長）	大峰信仁
10	県立整肢療育園	医療機関（園長・医師）	川口幸義
11	県立大村病院	医療機関（作業療法士）	下浜美保子
12	重症心身障害児（者） 施設みさかえの園	地域福祉科科长（言語聴覚 士）	川原圭子
13	重症心身障害児（者） 施設みさかえの園	（ケースワーカー）	高石美保子
14	精神薄弱者授産施設鈴 田の里学園	地域療育等支援事業室長	藤井修
15	大村市療育支援センタ ー「ステップ」	（言語聴覚士）	井村弘子
16	東彼北高福祉事務所	保護福祉課係長	高瀬一弘
17	ちあらっぶの会	親の会代表（会長）	福田昭子
18	長崎県県央保健所	所 長（医師）	浦田実

表 3-3 障害児療育ネットワーク懇話会設置要領

1. (目的)	障害児やその家族が住み慣れたところで、生き生きとした生活が送れるように支 するため、地域における療育関係機関の連携を強化することを目的とする。
2. (協議事項)	懇話会では、次の事項について検討を行う。 ① 地域における療育支援のためのネットワーク構築に関すること ② 相談窓口の設置に関すること ③ 障害児に関する団体・施設等の掘り起こしと、地域療育総合アトラスの作成に関すること ④ その他、障害児療育や保育をめぐる課題に関すること
3. (構成)	懇話会は、別表に掲げる職にある者で構成する。
4. (委員の任期)	① 任命行為は行わない。又、懇話会等への参加は代理人でも差し支えない。 ② 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
5. (事務局)	懇話会の事務局を長崎県県央保健所に置く。
6. (その他)	この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項については随時検討する。
付則	(施行期日) 1. この要領は、平成10年8月5日から施行する。

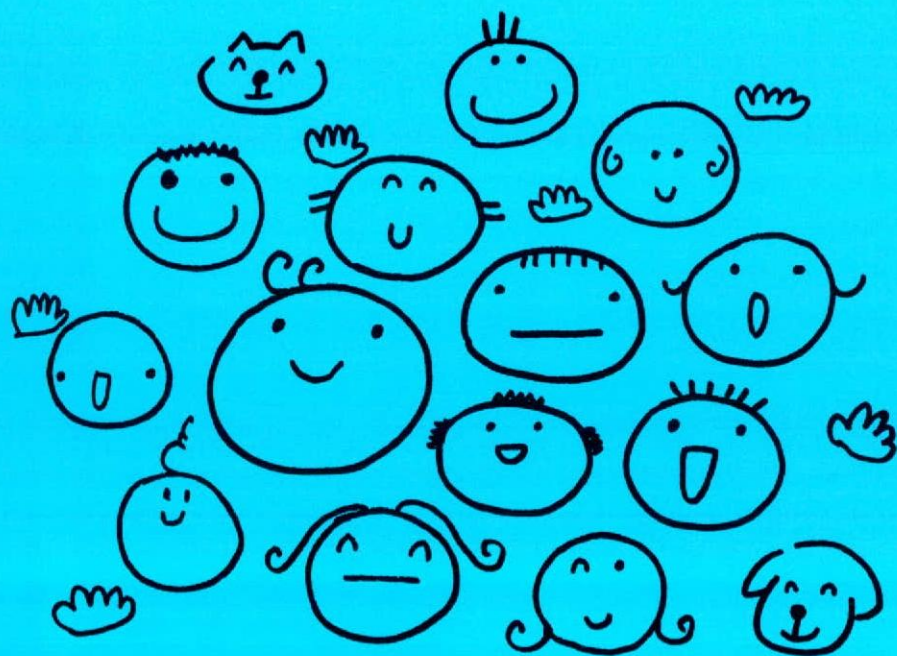
表 3-4 つどい参加親の会一覧

名 称
手をつなぐ育成会 (多良見町)
手をつなぐ育成会 (高来町)
手をつなぐ育成会ひまわり会 (東彼杵町)
バンビの会 (諫早支部)
バンビの会 (大村支部)
マイエンジェル GB
ピュアチャイルド
ちあらっぶの会
ひまわりの会
たけのこの会

參考資料

子育て支援マップ

～ハンディのある子ども達のために～



長崎県県央保健所

はじめに

県央保健所では、平成9年度から障害児地域療育支援のために様々な事業に取り組んでいます。

平成10年度からは、各関係機関の皆様のご理解とご協力をいただき、「地域療育懇話会」を発足することができました。

この懇話会では、「ハンディのある子どもやその家族が、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるように支援する」にはどうしたらよいかをテーマに検討してきました。

そしてこの懇話会の中で、「ハンディのある子どもやその家族が、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを支援する」ために、まず関わりのある関係団体、施設等、既存の社会資源の掘り起こしが必要との合意に達しました。

現在、様々な組織、学校、施設、療育機関の独自の情報はありますが、いざ活用したいと思ったとき、なかなか見つけ出せないとの声が多くあることから、これらの情報を1冊にまとめることにしました。

今回発行しましたこの「子育て支援マップ」を基に今後更に内容を充実していきたいと考えています。

ご活用いただければ幸いです。

最後に、この情報誌を作成するにあたり、ご協力いただきました皆様に感謝しますと共にお礼を申し上げます。

平成12年3月

県央保健所長

浦田 実

子育て支援マップ

第1章 相談窓口

県央保健所	1
・未熟児訪問	
・各種相談	
乳幼児発達専門相談	
巡回療育相談	
思春期保健	
・管内親の会のつどい	
市 町	3
・各種健診・相談	
母子健康手帳交付	
妊産婦学級・相談	
乳児相談・育児学級	
乳児健診	
1.6歳児健康診査	
3歳児健康診査	
その他の相談	
・育児サークルの紹介	
児童相談所	8
・児童の相談	
・トピックス（児童虐待相談の取扱い）	
県央児童家庭支援センター	9

第2章 利用できる施設

知的障害者施設 長崎県立光が丘学園	11
・母子短期入所事業（あかしや教室）	
肢体不自由児施設 長崎県立整肢療育園	12
・母子入園、集団療法、巡回療育相談等	
諫早市心身障害児通園事業（つくし学級）	14
・通園により日常生活の基本動作を学ぶ	
大村市生活支援センター「ラフ」	16
・自立生活プログラム	
・ピア・カウンセリング	
・レスパイトサービス（一時休憩）	
・その他の相談	
大村市療育支援センター「ステップ」	18
・集団療育（遊び等を通して……）	
・個別相談（家庭での介助の方法など……）	
重症心身障害児施設 みさかえの園 むつみの家	20
・重症心身障害児（者）通園事業（B型）	
重症心身障害児施設 みさかえの園 あゆみの家	22
重症心身障害児（者）施設 諫早療育センター	23
・施設入所	
・プールによる訓練	
・言語訓練・相談	
鈴田の里学園	26
・障害児（者）地域療育等支援事業	